令和5年度に予定される国民健康保険に関する主な制度改正

### 1 保険税課税限度額の引上げ

地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額を次のように改める。

区分	引上げ後	現行	増減
後期高齢者支援金等課税額	220,000円	200,000円	20,000円

- ※ 基礎課税額(650,000円)および介護納付金課税額(170,000円)は 据置き
- ※ 令和5年度以後の国民健康保険税について適用する。

### 2 保険税軽減にかかる所得判定所得の引上げ

地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の5割軽減および2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得について、次のように引上げを行う。

※ 令和5年度以後の国民健康保険税について適用する。

### 引上げ後 現 行 7割軽減:世帯全体の所得が | ア 7割軽減:世帯全体の所得が 43万円+〈(給与所得者等の数-43万円+〈(給与所得者等の数-1)×10万円〉以下(変更なし) 1)×10万円〉以下 イ 5割軽減:世帯全体の所得が | イ 5割軽減:世帯全体の所得が 43万円+〈(給与所得者等の数-43 万円 + < (給与所得者等の数 -1)×10万円〉+〈(被保険者数 | 1)×10万円〉+〈(被保険者数 +特定同一世带所属者数)× + 特定同一世带所属者数)× 29 万円〉以下 285,000 円》以下 ウ 2割軽減:世帯全体の所得が | ウ 2割軽減:世帯全体の所得が 43万円+〈(給与所得者等の数-43万円+〈(給与所得者等の数-1)×10万円〉+〈(被保険者数 1)×10万円〉+〈(被保険者数 +特定同一世带所属者数) × + 特定同一世带所属者数) × 535,000 円》以下 52 万円〉以下

備考 給与所得者等:一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者

特定同一世帯所属者:後期高齢者医療制度の適用により国民健康 保険の資格を喪失した者で、当該資格喪失 日以降も継続して同一の世帯に属する者

### 3 出産育児一時金の引上げ

出産育児一時金の支給基準額について、48.8万円(産科医療補償制度の加算対象となる出産にあっては、50万円)に引き上げるとともに、令和5年度に限り、その引き上げ分について、出産育児一時金の支給1件当たり5,000円を国庫補助として財政支援する(令和5年4月1日施行)。

### 4 産前産後期間の保険料(税)免除 (資料4-2参照)

国民健康保険料(税)において、出産する被保険者にかかる産前産後期間相当分(4か月間)の均等割保険料(税)および所得割保険料(税)の免除を行う。

# 国民健康保険の産前産後保険料の免除

新規

2億円 (一億円) ※()内は前年度当初予算額 令和5年度当初予算案

### 事業の目的 Н

- 国民健康保険制度の保険料は、加入者が等しく負担する均等割と所得に応じて負担する所得割により設定されてい る。その上で、低所得世帯に対しては、均等割保険料の軽減措置(7・5・2割軽減)が講じられている。
- 子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国・地方の取組として、国保制度において出産する 被保険者に係る産前産後期間相当分(4ヶ月間)の均等割保険料及び所得割保険料を免除する。  $\bigcirc$

参考)**健保法等改正法 参議院附帯決議**(令和3年6月) 国民健康保険については、被用者保険と異なり(略)産前・産後期間等における保険料免除制度も設けられていないことから、少子化対 策 等の観点を踏まえ、財源や保険料負担の在り方等も勘案しつつ、出産に関する保険料における配慮の必要性や在り方等を検討するこ

### 事業の概要・実施主体等 2

- 対象は、出産する被保険者とする。  $\bigcirc$
- 出産育児一時金支給件数:76,943件(令和2年度国民健康保険事業年報) ×
- 当該出産する被保険者に係る産前産後期間相当分(4ヶ月分) の均等割保険料と所得割保険料を公費により免除する。
- 令和5年度所要額(公費)4億円  $\bigcirc$
- (国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4) : 令和5年度は、令和6年1月から3月までの3ヶ月間。年度ベースは16億円。
- 施行時期:**令和6年1月**(予定)

## 【イメーツ:賦課方法が2方式(均等割、所得割)の場合】

